

## 法人市民税 過去の税率

### 法人税割

- ・事業年度が平成 22 年 4 月 1 日以後に終了するもので、平成 26 年 9 月 30 日以前に開始するもの  
一律 14.7%

- ・事業年度が平成 20 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日の間に終了するものに係るもの

区分	税率
資本金等の額が 1 億円を超えるもの	14.7%
資本金等の額が 1 千万円超 1 億円以下のもの、または資本金等の額が 1 千万円以下でかつ法人税額が 4 百万円を超えるもの	13.5%
資本金等の額が 1 千万円以下でかつ法人税額が 4 百万円以下のもの	12.3%

- ・平成 20 年 3 月 31 日までの事業年度に係るもの

注：旧市町ごとの税率で計算します（合併後の経過措置）

地区	税率
旧豊岡	・資本金等の額が 1 億円を超えるもの、または法人税額が 4 百万円を超えるもの 14.7% ・上記以外のもの 13.8%
旧出石	13.0%
旧城崎、竹野、日高、但東	12.3%

### 均等割

- ・平成 22 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度に係るもの

資本金等の額	1 千万円以下	1 千万円超～ 1 億円	1 億円超～ 10 億円	10 億円超～ 50 億円	50 億円超
従業者数 50 人以下	50,000 円	130,000 円	192,000 円	492,000 円	492,000 円
従業者数 50 人超	120,000 円	180,000 円	480,000 円	2,100,000 円	3,600,000 円

上記以外の法人（人格のない社団等）：50,000 円